

事 務 連 絡  
令和3年1月12日

一般社団法人情報通信エンジニアリング協会 殿

総務省総合通信基盤局電気通信技術システム課

### 職場への出勤等（テレワーク等）について

平素は、情報通信行政に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年1月7日、緊急事態宣言が発出されるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「基本的対処方針」が変更され、一都三県における職場への出勤等に関するまん延防止対策が別添1のとおり示されております。

その中では、

- ① 職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれるものであるが、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること
- ② 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること

とされているところです。

これを受け、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から、総務省に対して、本内容の実践に関して所管団体への周知の協力依頼があったところです。

また、「基本的対処方針」に基づき改正された別添2の「新型コロナウイルス感染症対策の総務省対処方針」においても、テレワーク等の積極的な活用について総務省関係団体に対し、周知の要請を随時行うとされているところです。

貴団体におかれましては、本件の趣旨・内容につきご理解いただくとともに、加盟事業者に対して周知いただきますよう、よろしくお取り計らい願います。

以上